

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成 22 年 1 月 22 日

佐賀県収用委員会

会長 牟 田 清 敬

- 1 起業者の名称 佐賀県知事 古川 康
- 2 事業の種類 田頭川災害関連緊急砂防事業
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：唐津市相知町湯屋字本谷

地番	地目		地積(m ²)		決定した土地の区域の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
24 番 1	畑	山林	285	282.11	34.72 (注)
24 番 2	山林	山林	156	153.50	2.26 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
溝上敬之助	唐津市相知町湯屋 135 番地

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
なし	なし	なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 21 年 12 月 22 日